

京・くらしの安心安全情報第115号

(令和3年2月) 京都市消費生活総合センター

~ 目 次 ~

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます!(2面) インターネット通販トラブルが増加中!~購入前に十分確認してください~(3面) 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法にご注意!(4面)

消費者行政の更なる推進に取り組みます!



京都市長門川 大作

コロナ禍において、医療・福祉・子育て支援・教育など、それ ぞれの現場で、感染拡大の防止と、市民の皆様のいのちと健康、 暮らしを支えるため献身しておられる多くの方々に心から感謝申 し上げます。

新型コロナウイルスにより、消費者の心理的不安が広がる中、 誤った風説や不確かな情報に便乗した悪質商法などが見受けられ ます。マスクや消毒液等の不足といった事態も生じ、これらを反 映するように消費生活相談も急増しました。

私は、こうしたお声の一つ一つに真摯に向き合うとともに、市 民の皆様の不安に寄り添う取組を大切にしてまいりました。

現在,新たな感染症の影響による危機的な財政状況や,格差, 貧困,孤立等の様々な社会的課題が顕在化しています。そのよう な中にあっても,本市では,市民の皆様と共にしっかりと未来を

展望し、「誰一人取り残さない」SDGs(※)の達成に向け、歩みを進めてまいります。また、困難なときこそ京都ならではの「市民力」、「地域力」、「文化力」をいかし、感染防止、経済活動、環境への対応、市民活動を並立させるとともに、消費者行政の更なる推進にも力を尽くしてまいります。

京都の千年の歴史は、疫病、自然災害、争乱など困難との闘いでありました。しかし先人たちは、あまたの難局を乗り越え、より魅力的なまちづくりを進めてきたのです。歴史に学び、オール京都で力を合わせ、京都の明日を共に描いてまいりましょう!



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

※ SDGs (エスディージーズ):

2015年9月の国連において、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標(17の目標と 169のターゲット)です。2030年までの目標達成に向けて、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、更には地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされています。

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます! 「契約」には十分なご注意を!!

日本では、明治時代の民法制定以来、成年年齢が20歳と定められていました。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

成年になったら…

親権者の同意なしに様々な契約が一人でできるようになる一方で**「責任」**も生じます。 「契約」を安易に考えず、正しい知識を身に着けて消費者トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

〇一旦契約したら、自分の都合だけでは解約はできない!

契約は、「法的な責任が生じる約束」となり、拘束力を伴います。消費者と事業者とが、「買います」「売ります」とお互いに合意をすれば契約は成立しますので、お店側からも、買ったお客さん側からも、自分だけの都合で一方的に契約を取り消すことは原則できません。

契約は口約束のみでも成立します。契約書に署名や押印をするのは,契約をした証拠を残すためのものです。



〇「未成年と成年」ではリスクが違う!

社会経験の少ない若者を悪質商法などから保護するために、未成年者の契約は親権者の同意が必要と法律で定められています。そのため、未成年者が親権者の同意を得ずにした契約は、原則(※)取り消すことができます。(未成年者契約の取消し)

そこで悪質業者は、契約に不慣れなうえ、親権者の同意が不要で、 未成年者契約の取消しができない、成年になって間もない「新成人」 を狙うことがあります。 成年年齢が引き下げられた新成人は、より一 層の注意が必要です。



(※)ただし、小遣いの範囲の少額な契約や、未成年者が成年であると積極的にうそをついたり、法定代理人の同意があるとうそをついた場合、結婚している場合等は、未成年者取消しができません。

○「若者」もターゲット。簡単に誘いに乗らないで!

事例

SNS で月300万円稼いでいるという動画を上げている人が、稼ぎ方を教えてくれる塾を開催するというので、連絡を取って説明を聞いた。他の人もすぐ稼げたと言うので自分にもできるかと思い、50万円のコースを契約したが、実際やってみると全くもうからない。

アドバイス

- 「簡単にもうかる」という甘い言葉を信じてはいけません!
- ・匿名性の高い SNS を通じて知り合った人からの勧誘で、トラブルになるケースが増えています。
- 借金をしてまで契約すると、多重債務に陥ることがあります。安易な契約はトラブルのもとです。
- •「商品やサービスの内容を理解できているか」「代金は無理なく払える金額か」をよく考え、解約の条件をよく確認して、よく分からない契約はしないようにしましょう。

インターネット通販トラフルか増加中! ~購入前に十分確認してください~

お試しで

ワンコインなら

お試し購入

~ 「お試し」のつもりが定期購入に!?~



ご請求書

定期購入でのお買上げ ありがとうございます。 2回目以降は1箱4,000円です。 また5回以上継続して ご購入いただかないと 解約はできません。





います。 表示して 定期購入と を 解約でき

定期購入が条件になっていないかなど、 契約の内容や解約条件を確認しましょう!

- ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回○ 円」「送料のみ」などと表示されていても、複数月の継続購入 などといった定期購入が条件となっている場合があります。 小さな文字や見えにくい部分にも注意が必要です。
- ●商品を注文する前に、申込み最終確認画面で、「定期購入期間」や「支払総額」なども確認しましょう。
- 解約できても解約料を求められたり、期日内しか解約できなかったり、電話で解約しようとしてもつながりにくい場合もあります。また契約内容等を確認できるよう、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

インターネット通販

~ 代金を振り込んだけど、商品が届かない! ~







インターネット通販を利用するときは慎重に。 詐欺サイトの可能性も!

- ●注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
- ●連絡方法がメールだけの通販サイトは危険です。
- ●支払い方法が前払いだけではなく、複数用意されている ショップを選びましょう。
- 後日サイトが見つからないことがあるので、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

詳しくは消費者庁ホームページ「インターネット通販トラブル」で検索

クーリング・オフ **できない**

返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう!

企画・編集/近畿府県消費者啓発資料共同作成会議

通信販売にクーリング・オフはありません!

クーリング・オフは特別な制度

京都市消費生活総合センターキャラクター クーリング・オフマン

訪問販売や電話勧誘などで契約したけれど、よく考えたら契約をやめたい。そういうときには、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解除)ができます。うその説明をされたり、断っているのに、しつこく勧誘されたときなどは、消費者契約法によって契約を取り消すことができる場合もあります。

通信販売(インターネット通販など)は、消費者が自らサイトへ買物に行った(訪問や勧誘を受けたわけではない)とみなされることから、クーリング・オフ制度は適用されません。

注文前には必ず、定期購入の記載の有無や、返品に関する契約条件、事業者の連絡先などの表示をしっかり と確認しましょう。

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法にご注意!

「コロナで困っている」等と言い、うそや強引な勧誘で魚介類を購入させる手口に気を付けて

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が、全国に寄せられています。その中でも、観光地に出向いてカニなどの魚介類を購入する人が減少している状況に便乗して、消費者の自宅に電話を掛けて「経営が苦しい。助けてほしい」などと消費者の関心を引き、強引な勧誘やうそを言って魚介類を購入させる手口について、国民生活センターから注意喚起が行われています。ご注意ください。

事例1

魚介類の販売業者から「過去に注文いただいた顧客にお得な販売案内をしている」という電話があった。「コロナ禍で地元の観光客が減少している」という話をされたので同情してしまい、魚介類セットを注文したが、電話を切ってから、先ほどの業者は過去に自分が購入したことのある業者でもなく、言っていたこともうそだったと分かった。

事例2

他県の業者から電話で「感染症流行のため経営が苦しいので商品を買って助けてほしい」と頼まれた。人助けになるならと思い、約2万円の商品を注文したが、届いた品物は、貧弱なカニの足2本とかす漬けのサンマ3切れに塩辛など、値段に全く見合っていないものだった。



消費者庁イラスト集より

アドバイス

- 話の内容にうそがあるなど、おかしいと感じたら、「すぐに」「きっぱりと」断りましょう。
- ・業者からの電話勧誘販売によって契約した場合,特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。もし,業者からの電話で購入を承諾してしまっても,特定商取引法に定める 書面を受け取った日から8日間は,クーリング・オフをすることができます。
- ・今後も、魚介類に限らず、新型コロナウイルスによる苦境を口実にした電話勧誘が行われる 可能性があります。少しでもおかしいと感じたら、消費生活総合センターまでご相談ください。

【編集後記】

インターネット上には様々な効果を仰々しくうたうサプリメント等の広告がたくさん見られます。「飲めば即やせる!」「飲めば即髪の毛がボーボーに生える!」だなんて、そんなものは有り得ないと頭では分かっていても、人は願望を揺さぶられるとついつい、甘い売り文句に誘われてしまうものです。

もし、どこか怪しいうたい文句に誘われてしまったら、じーっと見つめていると心は揺らぐばかりですから、一度そういった宣伝から目を離して、一旦別の用事をしてみるというのも手です。頭を冷やして、良いお買物をしましょう。

悪質商法、買物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160(多重債務相談専用)

相談受付時間

月〜金(土日祝・<u>年末年始</u>を除く。) 午前9時〜午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ http://kyoto-soudan.jp/ ツイッターアカウント @kyoto_soudan



「京・くらしの安心・安全情報」の過去号も掲載しています!

*土・日・祝日(年末年始を除く。)の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時~午後4時(電話相談のみ)

この印刷物が不要になれば <u>「雑がみ」</u>として古紙回収等へ!



令和3年2月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター 京都市印刷物 第024790号